

各 都道府県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その4）

1. 応急仮設住宅の設置については、必要に応じ民間賃貸住宅の借上げによる設置も可能であり、その際の家賃の取扱いについては、「東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その2）」（平成23年5月24日社援総発0524第2号本職通知）により、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）あてをお願いしているところです。

また、被災3県からの避難者を受け入れている都道府県が民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与することも可能であり、既に相当戸数の対応をさせていただいていることに謝意を表します。

この間、被災3県及びその他都道府県において、民間賃貸住宅を借り上げる場合の家賃について、当職からお示した「参考金額」である月額6万円を「上限額」としている取扱いが見受けられます。しかし、当該「参考金額」はあくまで参考であり、実際の家賃については、次のような点を勘案し、貴都道府県又はその委任を受けた市町村において柔軟なうえにも柔軟な対応していただくようお願いします。

- ・ 地域の実情に見合った実勢賃貸料の設定（実情に合わない上限設定を行わないこと）
- ・ 家族構成員数の多寡を勘案した設定（構成員数によっては複数の部屋を借り上げること等も要検討）
- ・ 専用寝室を必要とする要介護者等の有無などを勘案した設定 など

都道府県において家賃に関して一定の「基準額」を示している場合であっても、改めて、その水準によって入居可能な民間賃貸住宅が各都道府県の管内に相当程度

存することを確認いただき、それが少ない場合には当該「基準額」の改定を速やかに行ってください。

また、一定の「基準額」を絶対的な「上限額」として運用するのではなく、被災世帯の個別の事情などに応じ、被災者の立場に立って、幅を持たせた運用を行うようお願いいたします。

今般の東日本大震災並びにこれに続く原発等を巡る事態の中で、本来の居住地を遠く離れて避難された被災者に十分配慮した運用をお願いいたします。

2. 災害救助法による応急救助は、都道府県（その委任を受けた市町村）が、現に救助を要する被災者に対して行うものです。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、都道府県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われます。

このため、被災3県の被災者が発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、都道府県名義の契約に置き換えた場合、都道府県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合と同様に、被災者名義で契約した入居日から都道府県名義とした日までの期間を含め、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われるものであり、その具体的手続きについて、別紙のとおり被災3県に対し、既に連絡をしているところです。

各都道府県におかれては、被災3県と連絡のうえ、この取扱いについても、適切に対応、運用するようお願い申し上げます。

3. 家賃の水準設定等、上記の記載事項等に関する御相談については、避難元県を経由せずとも、当課災害救助・救援対策室において直接お受けすることもできますので、遠慮なくご一報ください。

社援発0430第1号
平成23年4月30日

岩手県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

東日本大震災に係る応急仮設住宅としての
民間賃貸住宅の借上げの取扱について

今次災害の復旧に当たり、各県の奮闘、御尽力に敬意を表します。

応急仮設住宅の供与に当たって民間賃貸住宅の借上げによることも差し支えない旨、累次にわたり周知してきたところであります。

被災三県においては、現に救助を要する被災者が自ら民間賃貸住宅に入居している事例も少なくなく、また、応急仮設住宅の用地確保等の課題があつて避難所生活が長期化しているところであります。この状況下、民間賃貸住宅借上げの活用が求められており、今般、民間賃貸住宅の取扱について下記のとおりといたします。

貴職におかれて、この内容を御了知いただくとともに、管下市町村に周知し、速やかに被災者の住環境の向上を図られたく、特段の御配慮御尽力をお願いいたします。

記

1. 災害救助法による応急救助は、県が、現に救助を要する被災者に対して行うものである。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。

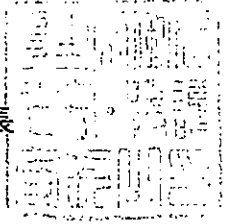
2. 県の委任を受けた市町村が借り上げて提供した場合も、県借上げの場合と同様とする。
3. 発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県(その委任を受けた市町村)名義の契約に置き換えた場合、1.と同様とする。
(注)契約置換えに当たっては、敷金、礼金、仲介手数料等の入居費用の二重払いや被災者の負担が生じぬよう、留意されたい。
4. 民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。
5. 月ごとの家賃については、地域の実情(実勢賃貸料)、被災者の家族構成等により区々であると想定されるものの、災害救助費という公費負担の性格にも鑑み、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額6万円としたことを参考とされたい。なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。
6. 応急仮設住宅供与としての民間賃貸住宅借上げ予定期間は、2年間とする。

(注)上記取扱は、県外への避難者についても同様とする。

社援発0430第1号
平成23年4月30日

宮城県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



東日本大震災に係る応急仮設住宅としての
民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて

今次災害の復旧に当たり、各県の奮闘、御尽力に敬意を表します。

応急仮設住宅の供与に当たって民間賃貸住宅の借上げによることも差し支えない旨、累次にわたり周知してきたところであります。

被災三県においては、現に救助を要する被災者が自ら民間賃貸住宅に入居している事例も少なくなく、また、応急仮設住宅の用地確保等の課題があつて避難所生活が長期化しているところであります。この状況下、民間賃貸住宅借上げの活用が求められており、今般、民間賃貸住宅の取扱いについて下記のとおりといたします。

貴職におかれて、この内容を御了知いただくとともに、管下市町村に周知し、速やかに被災者の住環境の向上を図られたく、特段の御配慮御尽力をお願いいたします。

記

1. 災害救助法による応急救助は、県が、現に救助を要する被災者に対して行うものである。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。

2. 県の委任を受けた市町村が借り上げて提供した場合も、県借上げの場合と同様とする。

3. 発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県(その委任を受けた市町村)名義の契約に置き換えた場合、1.と同様とする。

(注)契約置換えに当たっては、敷金、礼金、仲介手数料等の入居費用の二重払いや被災者の負担が生じぬよう、留意されたい。

4. 民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。

5. 月ごとの家賃については、地域の実情(実勢賃貸料)、被災者の家族構成等により区々であると想定されるものの、災害救助費という公費負担の性格にも鑑み、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額6万円としたことを参考とされたい。なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。

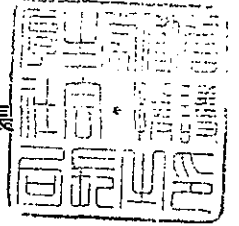
6. 応急仮設住宅供与としての民間賃貸住宅借上げ予定期間は、2年間とする。

(注)上記取扱は、県外への避難者についても同様とする。

社援発0430第1号
平成23年4月30日

福島県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



東日本大震災に係る応急仮設住宅としての
民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて

今次災害の復旧に当たり、各県の奮闘、御尽力に敬意を表します。

応急仮設住宅の供与に当たって民間賃貸住宅の借上げによることも差し支えない旨、累次にわたり周知してきたところであります。

被災三県においては、現に救助を要する被災者が自ら民間賃貸住宅に入居している事例も少なくなく、また、応急仮設住宅の用地確保等の課題があつて避難所生活が長期化しているところであります。この状況下、民間賃貸住宅借上げの活用が求められており、今般、民間賃貸住宅の取扱いについて下記のとおりといたします。

貴職におかれて、この内容を御了知いただくとともに、管下市町村に周知し、速やかに被災者の住環境の向上を図られたく、特段の御配慮御尽力をお願いいたします。

記

1. 災害救助法による応急救助は、県が、現に救助を要する被災者に対して行うものである。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。

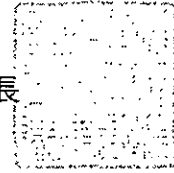
2. 県の委任を受けた市町村が借り上げて提供した場合も、県借上げの場合と同様とする。
3. 発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県(その委任を受けた市町村)名義の契約に置き換えた場合、1.と同様とする。
(注)契約置換えに当たっては、敷金、礼金、仲介手数料等の入居費用の二重払いや被災者の負担が生じぬよう、留意されたい。
4. 民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。
5. 月ごとの家賃については、地域の実情(実勢賃貸料)、被災者の家族構成等により区々であると想定されるものの、災害救助費という公費負担の性格にも鑑み、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額6万円としたことを参考とされたい。なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。
6. 応急仮設住宅供与としての民間賃貸住宅借上げ予定期間は、2年間とする。

(注)上記取扱は、県外への避難者についても同様とする。

社援総発0707第1号
平成23年7月7日

岩手県
宮城県 災害救助担当主管部（局）長 殿
福島県

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱の留意点
について

今時災害の復旧に当たり、各県の奮闘、御尽力に敬意を表します。

さて、応急仮設住宅の供与に当たって民間賃貸住宅の借上げによることも差し支えない旨、累次にわたり周知してきたところです。

その後においても、被災が大きかった地域においては、現に救助を要する被災者が自ら民間賃貸住宅に入居している場合、県（その委任を受けた市町村。以下同じ。）名義の契約に置き換える手続が円滑に進んでいない事例も少なくないことから、これまでの通知の趣旨が実現されるよう、今般、発災以降に被災者名義で契約した民間賃貸住宅であって、その契約時以降、県名義の契約に置き換えた場合の取扱いについて、下記のとおりとすることとしたので、お知らせします。

責職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管下市町村に周知し、速やかに被災者の住環境の向上を図られたく、特段の御配慮御尽力をお願いします。

記

- 1 発災以降に被災者名義で契約した民間賃貸住宅に関して、その契約時以降、県名義に置き換える前の契約については、被災者が賃貸人と賃貸契約を締結した日から県と賃貸人との契約に置き換わっているとみなせる場合であれば、県が賃貸人（仲介人を含む。以下同じ。）に対して契約時から必要な家賃等を支払うこととなる。

この場合において、被災者が賃貸人に対して家賃等を支払い済みであれば、賃貸人は被災者が支払い済みの家賃等相当額を返還すべきであるが、県、賃貸人、被災者の三者間の承諾が得られれば、賃貸人が被災者に対し、県から当該家賃等相当額を受領する権限を委任することも可能である。

この三者間の承諾を得るための承諾書については、別添のとおりとされたい。

また、当該承諾書には、被災者名義の賃貸契約書及び県名義の賃貸契約書その他必要な書類が添付されているようにすること。

- 2 1の家賃等は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できることとなっている。

(注) 上記取扱は、県外への避難者についても同様とする。

(別添)

家賃等代理受領承諾申請書

平成 年 月 日

(都道府県知事) 様

住所
電話番号
氏名
賃借人

平成23年〇月〇日(賃借人が最初に借りた日)からの〇〇県と〇〇〇〇(賃借人)との賃貸借契約に関し、〇月〇日(賃借人が最初に借りた日)から〇月〇日(県との契約に置き換えた前日)までの間の下記物件の賃貸借契約に係る債権について、〇〇〇〇(賃貸人及び仲介人)から債権の受領に関する権限の委任を受けることとしますので、承諾くださるよう申請いたします。

債権の表示

- 1 物件名
- 2 契約年月日
- 3 金額 家賃等 〇〇万円(平成23年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの家賃等として)
仲介手数料 〇〇万円
- 4 賃貸人
- 5 仲介人
- 6 賃借人

上記の賃借人に対して、上記の債権の受領に関する権限を委任しますので、この取扱を承諾の上は、家賃等代金をお支払い願います。

住所
電話番号
氏名(法人名)
賃貸人

上記の賃借人に対して、上記の債権の受領に関する権限を委任しますので、この取扱を承諾の上は、仲介手数料をお支払い願います。

住所
電話番号
氏名(法人名)
仲介人

申請のとおり承諾する。

平成 年 月 日

〇〇〇〇(都道府県知事)

- ※ 当初の契約書の写しを添付してください。
- ※ (別添) 口座振込先を添付してください。

(別紙)

口座振込先

◆金融機関名

銀行
金庫
農協
信用組合

支店
支所
出張所
支店

◆預金種別

1.普通 2.その他 ()

◆口座番号 (7桁以内の数字を記入)

◆口座名義人 (漢字及びカタカナ)